

ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第33条 法第14条第3項の規定に基づき、特別特定建築物（<u>法第2条第17号</u>に規定する特別特定建築物をいう。附則第7項において同じ。）に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>幼稚園及び特別支援学校</u>を除く。）を追加する。</p> <p>(特別特定建築物の規模)</p> <p>第34条 法第14条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する建築（<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）</u>第5条第2号、第9号及び第10号に掲げるもの（児童厚生施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設をいう。）を除く。）に係るものに限る。）の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計1,000平方メートルとする。</p>	<p>(特別特定建築物に追加する特定建築物)</p> <p>第33条 法第14条第3項の規定に基づき、特別特定建築物（<u>法第2条第19号</u>に規定する特別特定建築物をいう。附則第7項において同じ。）に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（<u>幼稚園及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）</u>第5条第1号に掲げるものを除く。）を追加する。</p> <p>(特別特定建築物の規模)</p> <p>第34条 法第14条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する建築（<u>政令第5条第2号、第9号及び第10号</u>に掲げるもの（児童厚生施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設をいう。）を除く。）に係るものに限る。）の規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計1,000平方メートルとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。